

平成24年度対象政策の評価結果・今後の方向性

[別紙2]

\* 本表は、平成24年度評価書をベースに、大臣官房政策評価広報課でまとめたもの。

(測定指標、施策評価結果、政策評価結果の評価基準は「平成24年度 内閣府本府政策評価(事後評価)(案)について」のp3～p4を参照のこと)

| 政策             | 施策                 | 施策番号 | 測定指標   | 評価結果 |      |  | 今後の方向性   |
|----------------|--------------------|------|--|------|------|--|--|
|                |                    |      |  | 政策   | 施策   | 測定指標                                     |  |
| 1. 適正な公文書管理の実施 | ①公文書管理制度の適正かつ円滑な運用 | 1    | 行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況<br><br>→当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。 | 未集計等 | 未集計等 | 未集計等<br>(※集計中。24年度の実績値については、平成25年度中公表予定) | レコードスケジュールの早期設定を着実に定着させ、引き続き研修等において周知を図るとともに、行政文書管理状況報告の取りまとめを通じて行政機関における文書管理状況の精査、検討、分析を行い、適正な文書管理の確保に取り組んでまいりたい。 |

|                            |                          |   |   |   |   |   |  |
|----------------------------|--------------------------|---|---|---|---|---|--|
| 2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 | ①重要施策に関する広報              | 2 | 重要施策に関する広報理解度                               | ○ | ○ | ○ | 平成25年度は、政府広報ブランドコンセプトを基に、「ソーシャルデザイン(広告手法を活かした社会改善)としての政府広報」、「生活にかかる情報インフラとしての政府広報」、この二つを広報戦略の指針とし、WEB戦略(政府広報オンライン、政府インターネットテレビ等の有効活用)、新聞記事下、TVスポット、雑誌等の媒体横断的な広報戦略を構築し、国内外に向けてより効率的な広報を実施すると共に、統一的な新聞記事下及び突出しのフレームデザインを使用することによって政府広報の広告物であることを印象付ける。また、重要な広報テーマの企画・立案の段階において有識者ヒアリングやマーケティング調査を実施し、調査結果に基づくコミュニケーション戦略により国民目線でわかりやすい広報を展開していく。 |
|                            |                          |   | 重要施策に関する広報満足度                               |   |   | ○ |  |
|                            |                          |   | 重要施策に関する広報<br>国民からの反響やその後の行動意識<br>変容等の把握・分析 |   |   | ◎ |  |
|                            | ②世論の調査                   | 3 | 世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度                   |   | ◎ | ◎ | (世論調査)<br>・行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められる中、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するに当たり、国民世論の動向を把握することは不可欠であるため、引き続き、公正中立な調査票を用いた、適切な調査実施に努める。<br>(広聴活動等)<br>・行政事業レビューでの指摘を踏まえ、インターネットを利用した国政モニター制度を平成24年度から開始した。<br>・国民との対話については、その時々の内閣の判断によるものであるが、平成24年度については実施していない。   |
| 3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進         | ①化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理 | 4 | 各年度の遺棄化学兵器廃棄処理計画数(又は発掘・回収面積)に対して実施した割合      | ◎ | ◎ | ◎ | 平成25年度も引き続き石家荘において廃棄処理を行うこととしており、その際周辺に保管されている砲弾を除く約1000発を処理することで中国側と合意している。   |
|                            |                          |   | 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価                     |   |   | ◎ |  |

|                          |                                    |   |  |   |   |   |  |
|--------------------------|------------------------------------|---|--|---|---|---|--|
| 4. 原子力<br>災害対策の<br>充実・強化 | ①原子力発電施設周辺<br>地域における防災対策<br>の充実・強化 | 5 | 原子力緊急時連絡網、原子力防災資<br>機材等の整備、住民防護対策の強化<br>件数 | ◎ | ◎ | ◎ | 今後の原子力災害対策指針の見直しの状況<br>を注視しつつ、必要に応じて、目標値を検討し<br>ていく。 |
|                          |                                    |   | 地域防災計画を策定する都道府県へ<br>の支援件数                  |   |   | ◎ |  |

|                                      |                        |  |  |   |   |  |   |
|--------------------------------------|------------------------|--|--|---|---|--|---|
| 5. 経済財政政策の推進                         | ①政府調達に係る苦情処理についての周知・広報 | 6  | HPへのアクセス件数   | ○ | △ | △  | 苦情申立てが行われた場合には厳正に処理し公表することによって、制度の周知を図っていくこととする。  |
|                                      | ②対日直接投資の推進             | 7  | 地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合                          |   | ◎ | ◎  | 対日直接投資倍増目標(2012年6月決定、2020年までに対日投資残高35兆円。)の達成に向け、投資環境や生活環境を整備し、諸外国からの投資を歓迎する姿勢を示す。   |
|                                      | ③緊急雇用対策の実施             | 8  | 復興支援型地域社会雇用創造事業<br>社会企業インキュベーション事業による<br>起業支援者数      |   | ◎ | ◎  | 平成24年度に整備したレベル認定事業実施体制を用いて、被災地において先行的、重点的に事業を実施するとともに、制度の普及拡大を図る。   |
|                                      |                        |  | 復興支援型地域社会雇用創造事業<br>社会的企業人材創出・インターンシップ<br>事業による研修受講者数 |   |   | ◎  |   |
|                                      |                        |  | レベル認定事業の実施体制の整備及び<br>制度の立ち上げ                         |   |   | ◎  |   |
|                                      | ④道州制特区の推進              | 9  | 国から権限移譲された事務・事業の合計<br>(累計)件数                         |   | ◎ | ◎  | ・今後も北海道が権限移譲等の提案をスムーズに行えるよう、北海道をはじめとする関係行政機関との連携をさらに深める。<br>・移譲事業等の進捗状況を適切に調査し、フォローアップすることで、事業の効果や影響の検証・課題の把握を行い、広域行政の一層の推進を図る。 |
| 北海道道州制特別区域計画に盛り込まれた<br>事務・事業のフォローアップ |                        |  |  |   | ◎ |  |   |
| ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進       | 10                     | 地域経済活性化支援機構において適切な業務運営が図られるよう、法に基づく認可等を通じた適時・適切な監督 |  | ◎ | ◎ | 地域経済活性化支援機構が、民間の取組みを促しかつ補完するという役割を果たすことに努めつつ、その新たに付与された機能の積極的な活用を図ることにより、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進していくよう適切に監督していく。     |   |
| ⑥民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）             | 11                     | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進                        |  | ◎ | ◎ | ガイドラインの周知徹底を図り、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援や地方公共団体への支援(PFI専門家派遣制度、ワンストップサービス)を継続実施することでPFIの一層の推進を図るとともに必要な予算要求を行う。 |   |

|                                       |    |                                 |
|---------------------------------------|----|---------------------------------|
| ⑦市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善           | 12 | 苦情解決比率(累積値)                     |
| ⑧競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む) | 13 | 公共サービス改革の進捗状況                   |
| ⑨「新しい公共」に関する施策の推進                     | 14 | 「新しい公共」推進会議の提案を受けた政府の対応のフォローアップ |
|                                       |    | 安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ   |
|                                       |    | 国民生活選好度調査の公表                    |
|                                       |    | 新しい公共支援事業の適切な進捗管理               |

|   |   |  |
|---|---|--|
| ◎ | ◎ | 苦情持ち込み実績が近年皆無となっている状況に鑑み、「施策の廃止を含む検討が不可欠ではないか」との指摘が、行政事業レビューの結果を踏まえて寄せられているが、本施策は、内閣府だけでなく、各省庁を含む全政府的な枠組みの下で運営されているものであり、今後のあり方については、全政府的な検討・合意の形成が必要となる。内閣府としても、必要に応じた通訳等雇い上げ経費のような必要最小限の経費確保を図りつつ、事業の継続を図る必要があると考える。予算要求についても、行政事業レビューの指摘も踏まえ、今後も引き続き事業の必要性和実績の推移を勧奨しながら進めていく。 |
| ◎ | ◎ | 今後とも、事業内容の精査、契約における競争性の確保などにより、予算の効率的執行に努めるとともに、経済新生政策調査費等の見直し等により、予算の更なる合理化を行う。   |
| ◎ | ◎ | 安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略の実施・フォローアップを行う。<br>※1 「新しい公共」推進会議は廃止が決定された。<br>※2 国民生活選好度調査は終了した。<br>※3 新しい公共支援事業は24年度末をもって終了した。  |
|   | ◎ |  |
|   | ◎ |  |

|                            |    |  |
|----------------------------|----|--|
| ⑩「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備 | 15 | NPO等の活動成熟度                                     |
|                            |    | 新しい公共の場(多様な担い手による協働の仕組み)に参加した組織数               |
|                            |    | 本事業によりNPO等が実施した震災復興のための取組数(平成23年度第3次補正予算に係る指標) |
| ⑪市民活動の促進                   | 16 | NPOホームページのアクセス件数                               |
|                            |    | 税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数                   |
| ⑫国内の経済動向の分析                | 17 | 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数                        |
|                            |    | 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数                      |
|                            |    | 日本経済のホームページにおけるアクセス件数                          |
|                            |    | 主要な会議等への取り上げの有無                                |
|                            |    | 各メディアへの掲載                                      |

|   |  |  |
|---|--|--|
| ◎ | ◎  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業は、平成24年度末をもって終了。</li> <li>・各都道府県担当者との連絡調整会議等により各都道府県との連携を引き続き確保しつつ、事業の効果についての検証を行うとともに、成果の普及等に努め、今後の施策に反映してまいりたい。</li> </ul>   |
|   | ◎  |  |
|   | ◎  |  |
| ○ | —<br>(平成22年度は旧URLからのリダイレクト機能によるダブルカウントの影響があるため、平成23年度のアクセス件数については平成22年度と単純に比較することはできない。) | 引き続き、リニューアルされたホームページの運用を行うとともに、改正法を踏まえ、情報発信の強化を図る。また、認定制度については、引き続き制度周知を図るとともに、所轄庁と密に連携しながら、法の円滑な施行に取り組んでいく。   |
|   | ◎  |  |
| ○ | ○  | 引き続き、質の高い「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適時適切な政府内の経済財政政策のかじ取りに貢献する。あわせて、国内外への情報発信の向上を図る。<br>その中で、今後とも時々の経済情勢や各方面からのニーズに応じたヒアリングやアンケート調査を行い、情報を整備するとともに、限られた予算の中で、最大限に情報通信技術を活用することによって、生きた経済情報を迅速かつ的確に収集し、調査業務の効率化を図っていく。 |
|   | △  |  |
|   | ○  |  |
|   | ◎  |  |
|   | ◎  |  |

|                        |    |                            |   |   |  |
|------------------------|----|----------------------------|---|---|--|
| ⑬国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 | 18 | 「景気ウォッチャー調査」報告書公表日         | ○ | ◎ | 引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図る。あわせて、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める。                            |
|                        |    | 「景気ウォッチャー調査」報告書の配布箇所数      |   | ◎ |  |
|                        |    | 「景気ウォッチャー調査」マスメディアによる報道の状況 |   | ◎ |  |
|                        |    | 「景気ウォッチャー調査」ホームページのアクセス件数  |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域経済動向」報告書公表日             |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域経済動向」関係団体、企業へのヒアリング     |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域経済動向」報告書の配布箇所数          |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域経済動向」マスメディアにおける報道の状況    |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域経済動向」ホームページのアクセス件数      |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域の経済」報告書公表日              |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域の経済」報告書の配布箇所数           |   | ◎ |  |
|                        |    | 「地域の経済」マスメディアにおける報道の状況     |   | △ |  |
|                        |    | 「地域の経済」ホームページのアクセス件数       |   | ○ |  |
|                        |    | 上記報告書の月例経済報告等への活用状況        |   | ◎ |  |
| ⑭海外の経済動向の分析            | 19 | 「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数     | ○ | ○ | 引き続き、海外経済動向・国際金融情勢の調査・分析について、迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析を行うことにより、適時適切な政府の経済財政政策の舵取りに貢献する。また、限られた予算、人員の中で、情報通信技術の活用による調査・分析業務のより一層の効率化を図る。 |
|                        |    | 主要な会議等への取り上げの有無            |   | ◎ |  |
|                        |    | 各マスメディアへの掲載                |   | ◎ |  |

|                 |                      |  |  |   |   |  |  |
|-----------------|----------------------|--|--|---|---|--|--|
| 6. 地域活性化の推進     | ①中心市街地活性化基本計画の認定     | 20   | 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合               | ○ | ○ | ◎  | 自治体によるフォローアップ内容、中心市街地の状況把握の内容を注視し、基本計画の見直しに対して適切に対応するなど、本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。                          |
|                 |                      |  | 計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合 |   |   | —<br>(集計中。9月頃集計予定)   |  |
|                 | ②構造改革特区計画の認定         | 21   | 構造改革特区計画の認定件数  |   | ○ | ○  | 新規特例措置の一層の実現及び特例措置が一層活用されるよう、制度周知を図りながら、地方公共団体等の意向を踏まえ、引き続き推進する。   |
|                 | ③地域再生計画の認定           | 22   | 地域再生計画の認定件数  |   | ○ | △  | 地域の自主的取組を総合的に支援するため、地方公共団体の意向を踏まえ、支援措置が一層活用されるよう制度周知等を図る。予算についても、行政事業レビューの指摘を踏まえ、引き続き予算の効率的な執行を図る。             |
|                 |                      |  | 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合          |   |   | ○  |  |
|                 | ④地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 | 23   | 事業が完了した地方公共団体に対するアンケート調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合    |   | ◎ | ◎  | 本交付金を活用して行う地域の自主的・自立的な取組がより総合的かつ効果的なものとなるよう、今後も本交付金の制度、メリットの周知を図るとともに、地域再生計画及び本交付金の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行う。 |
| ⑤地域再生支援利子補給金の支給 | 24                   | 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額  |  | ◎ | ◎ | 本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。                                |  |
| ⑥特定地域再生計画の推進    | 25                   | 特定政策課題の解決に資する地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした事業の割合 |  | ◎ | ◎ | 行政事業レビュー等の結果も踏まえ、より効果的・効率的な支援の在り方を検討するとともに、予算の適切な執行に努めていきたい。 |  |



|  |  |                  |   |                   |               |  |
|--|--|------------------|---|-------------------|---------------|--|
|  | ⑦環境未来都市の推進                             | 26               | 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合（被災地以外の5都市）<br><br>各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合（被災地の6都市）  | 未集計等              | 未集計等<br>(集計中) | 各環境未来都市から提出された評価調査シートを基に有識者による取組状況の評価、検証を行い、各環境未来都市の今後の取組や計画推進に関するアドバイスをいただく。これを基に計画や取組の見直しを行って、今後の環境未来都市計画の推進を図る。                     |
|  | ⑧総合特区の推進                               | 27               | 認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均<br><br>認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均 | 未集計等              | 未集計等<br>(集計中) | 総合特別区域の指定を行った区域については、今後、指定公共団体からの評価書について、評価・調査検討会において検討・評価を行い、その評価結果については、速やかに公表し、各区域における目標の実現に向けて適宜、関係省庁との調整や支援等に取組むものである。            |
|  | ⑨都市安全確保計画の策定の促進                        | 28               | 都市再生緊急整備地域内において、都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数   | ◎                 | ◎             | (本施策(予算措置)は、24年度で事業終了。都市再生特別措置法の改正を受けて、平成25年度以降は、一般会計において「都市再生安全確保計画の策定の推進」施策としてあらたに予算措置されて実施。(目標期間終了時点(26年度)の総括は、あらたな施策に対して実施する。))    |
|  | ⑩地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の配分計画の策定 | 29               | 地域元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域における公共投資を円滑に実施するために有効だったと回答した地方公共団体の割合  | —                 | —             | 本交付金を執行するにあたっては、まず、平成24年度補正予算(第1号)に計上された追加公共事業等の地方負担額全てを把握する必要があるが、各府省で補助金等の内示時期等が異なり、平成25年度においても作業を継続中。平成24年度中には執行がなく、平成25年度に事後評価を行う。 |
|  | 7. 地方分権改革の推進                           | ①地方分権改革に関する施策の推進 | 30  | 法案等の内容の地方自治体への説明◎ | ◎             | ◎  |

|                    |                        |    |                                      |   |   |  |   |
|--------------------|------------------------|----|--------------------------------------|---|---|--|---|
| 8. 科学技術政策の推進       | ①原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱） | 31 | 原子力政策大綱に示している基本的考え方等のフォローアップ状況に関する評価 | — | — | <p>—<br/> (測定不能。<br/> 原子力委員会においては、原子力政策の基本的方針として平成17年10月に決定した現行の原子力政策大綱について、平成22年11月に新たな原子力政策大綱を策定することを決定した。その後、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電を取り巻く社会環境が大きく変化したとの認識の下に検討を進めていたが、「今後のエネルギー・環境政策について」(平成24年9月19日閣議決定)において今後のエネルギー・環境政策を遂行するに当たって踏まえるとした「革新的エネルギー・環境戦略」を受け、同年10月に新大綱策定会議を廃止し、新たな原子力政策大綱の策定を見送ることとした。<br/> そのため、達成すべき目標として原子力政策大綱を掲げることが困難となり、原子力政策大綱に示している基本的考え方等のフォローアップ状況に関する評価の実施ができなかったところ。)</p> | 平成24年度、原子力委員会では今後の課題として「原子力人材の確保・育成に関する取組の推進について」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期にわたる取組の推進について」、「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について」、「国民の信頼醸成に向けた取組について」、「今後の原子力研究開発の在り方について」の提言を取りまとめており、関係省庁の実施状況を確認し、提言のフォローアップを実施していくほか、原子力関係経費に係るヒアリング等を通じて、関係省庁の原子力に係る取組を確認していく予定。 |
| 9. 宇宙開発利用に関する施策の推進 | ①実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用  | 32 | 準天頂衛星システムの開発・整備・運用に係る契約締結による事業着手     | ◎ | ◎ | ◎  | 準天頂衛星システムは、衛星システムが5年、地上システムが20年という長期契約のため、事業の遂行に向け、監督・管理を実施していく。  |

|             |                   |    |                                |   |   |   |  |
|-------------|-------------------|----|--------------------------------|---|---|---|--|
| 10. 防災政策の推進 | ①防災に関する普及・啓発      | 33 | 防災フェア等におけるアンケート配布数             | ○ | ○ | ◎ | アンケートの回収率が依然低いが、これは会場が複数に分かれていたこと、また会場そのものが買い物客の導線上に位置していたため、必ずしもイベントに参加した者がアンケート用紙を受け取っていたとは言えなかったことが原因として考えられる。<br>アンケートの回収数は増えているので、今後は前年度の反省を踏まえて、回収率を高める方法を検討し、防災フェアの内容を充実させる等、普及・啓発活動を通じての防災・減災対策を着実に推進する。   |
|             |                   |    | 防災フェア等におけるアンケート回収割合            |   |   | △ |  |
|             |                   |    | 防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合 |   |   |   |  |
|             | ②国際防災協力の推進        | 34 | アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数      |   | ○ | ◎ | 国際防災協力の推進にあたっては、国連を通じた多国間防災協力、アジア防災センターを通じた地域防災協力、中国、韓国などの政府間防災協力という3つの柱をもとに事業を行っている。東日本大震災を受けて得られた知見や教訓、災害に強い強靱な社会の構築に向けた取組を国際社会と共有する必要がある。今後効率的な予算執行に努めつつ、国際防災協力をさらに推進していく必要がある。とりわけ、2015年に我が国での開催が決定している国連防災世界会議において議論される、国際社会における防災活動の基本的な指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組策定を主導するため、引き続き国際防災協力を推進し、我が国のプレゼンスの確保を図る。  |
|             |                   |    | アジア防災センターホームページアクセス数           |   |   | ○ |  |
|             | ③災害復旧・復興に関する施策の推進 | 35 | 都道府県職員を対象とした説明会の開催             |   | ◎ | ◎ | 地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新の動向を踏まえた、災害復旧・復興施策に関する認識の共有並びに被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する知識を、都道府県の職員が習得することが求められる。<br>このため、平成24年度においては、東日本大震災の経験を踏まえた制度の周知を含む説明会を、全都道府県の担当職員を対象に開催してその促進を図ったところである。さらに、東日本大震災に際して取られた被害認定の迅速化のための措置について、改めて検討したところである。<br>引き続き、災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建等を迅速かつ円滑に進めるため、東日本大震災を踏まえて住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等を実施し、併せて全都道府県の担当職員を対象とした説明会を継続的に開催することにより、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図ってまいりたい。 |

|                     |    |                        |   |   |  |
|---------------------|----|------------------------|---|---|--|
| ④防災行政の総合的推進（防災基本計画） | 36 | 防災基本計画への防災上の重要課題の的確な反映 | ◎ | ◎ | 引き続き、東日本大震災を踏まえた災害対策法制の見直しの反映を含め、継続的に防災基本計画の修正を行う。           |
| ⑤地震対策等の推進           | 37 | 大規模地震・津波対策の推進          | ◎ | ◎ | 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて取りまとめる予定の最終報告に基づき、地震対策大綱等の策定を行う予定。 |

|               |                        |    |   |   |            |              |   |
|---------------|------------------------|----|---|---|------------|--------------|---|
| 11. 沖縄政策の推進   | ①沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進 | 38 | 沖縄振興一括交付金の移し替え・交付                                   | ○ | ◎          | ◎            | 平成25年度においても、沖縄県に対する交付を通じて、引き続き沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策を推進する。   |
|               | ②沖縄振興計画の推進に関する調査       | 39 | 後の沖縄振興の在り方について検討を行うための審議会等で使用される利活用度                |   | ◎          | ◎            | 引き続き、本調査を活用することで沖縄振興策を効果的に推進する。   |
|               | ③沖縄における社会資本等の整備        | 40 | 地域森林計画書に記載された治山事業の数量のうち、着手済の地区数                     |   | 未集計等(集計中。) | 未集計等(集計中。)   | 産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設など沖縄における社会資本等の整備は、沖縄の豊かな住民生活の実現のために必要であることから、沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画に示される沖縄の将来像に沿って実施していく。<br><br>(なお、平成25年度の事後評価における測定指標については、新たな沖縄振興計画(平成24年度策定)を推進するための活動計画として平成24年9月に沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン実施計画」に基づく指標に変更しているところ。そのため、目標値が設定されていない測定指標もある。) |
|               |                        |    | 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率)(河川・港湾) |   |            | —<br>(測定不能。) |   |
|               |                        |    | 公営住宅整備戸数  |   |            | —<br>(測定不能。) |   |
|               |                        |    | 下水道処理人口普及率  |   |            | —<br>(測定不能。) |   |
|               |                        |    | 配水池標準有効容量の達成率                                       |   |            | —<br>(測定不能。) |   |
|               |                        |    | 一般廃棄物のリサイクル率  |   |            | 未集計等(集計中。)   |   |
|               |                        |    | 一般廃棄物の最終処分率   |   |            | —<br>(測定不能。) |   |
|               |                        |    | 一人当たり公園整備面積   |   |            | 未集計等(集計中。)   |   |
|               |                        |    | 農地にかんがい施設が整備された面積の割合                                |   |            | —<br>(測定不能。) |   |
|               |                        |    | 造林面積  |   |            | —<br>(測定不能。) |   |
|               |                        |    | 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率                                |   |            | 未集計等(集計中。)   |   |
| 公立学校施設の耐震化率   |                        |    | ◎   |   |            |              |   |
| 10万人対医師数(全国比) |                        |    | —<br>(測定不能。)  |   |            |              |   |

|                 |    |   |
|-----------------|----|---|
| ④沖縄の特殊事情に伴う特別対策 | 41 | 市町村に対するアドバイザー派遣件数   |
|                 |    | 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合（低金利による資金供給）                   |
|                 |    | 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合（景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給） |
|                 |    | 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合（固定金利による長期資金の供給）               |
|                 |    | 沖縄科学技術大学院大学論文発表数  |
|                 |    | 沖縄科学技術大学院大学国際ワークショップ、セミナー開催数  |
|                 |    | 沖縄科学技術大学院大学の県内企業との連携事業数   |
|                 |    | 地域医療施設とリハビリ関係施設の整備  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| ○ | ◎ | <p>・政策金融機関として、沖縄の自立型経済の構築と県民生活の安定を図るため、今後も長期・低利資金を安定的に供給することによって役割を円滑に果たしていく。</p> <p>・沖縄科学技術大学院大学については、世界最高水準の教育研究活動、産学連携を通じて、沖縄の自立的発展に貢献していく。</p> |
|   | ◎ |  |
|   | ◎ |  |
|   | ◎ |  |
|   | — |  |
|   | — |  |
|   | — |  |
|   | ◎ |  |

|            |    |   |
|------------|----|---|
| ⑤沖縄の戦後処理対策 | 42 | 沖縄不発弾等対策事業の実施状況<br>(不発弾等処理事業の実施件数)  |
|            |    | 沖縄不発弾等対策事業の実施状況<br>(広域探査発掘事業の実施地区数)   |
|            |    | 沖縄不発弾等対策事業の実施状況<br>(市町村支援事業の実施件数)   |
|            |    | 沖縄不発弾等対策事業の実施状況<br>(特定処理事業における事故発生件数)                                       |
|            |    | 対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る<br>支給の実施状況<br>(当該年の9月又は当該年度の末月ま<br>でに誤りなく支給を完了した件数の割<br>合) |
|            |    | 対馬丸平和祈念事業の語り部の講演<br>回数  |
|            |    | 対馬丸平和祈念事業の語り部に係る<br>アンケート調査において有益とする者<br>の割合                                |
|            |    | 沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況<br>(ホームページ利用件数)   |
|            |    | 沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況<br>(来室者数)   |
|            |    | 位置境界明確化事業の実施状況(認<br>証面積率)   |
|            |    | 所有者不明土地の全筆確定状況(基<br>礎調査実施率)   |
|            |    | 所有者不明土地問題解決に向けた課<br>題の抽出のためのサンプル調査実施<br>状況<br>(サンプル抽出地の調査実施率)               |

|   |   |   |
|---|---|---|
| ○ | △ | <p>・沖縄では今なお多くの不発弾等が埋没していることから、「広域探査発掘加速化事業」や「市町村支援事業」、「特定処理事業」を着実に実施するとともに、24年度から試行的に開始した民間工事における不発弾等探査を促進するための「住宅等開発磁気探査支援事業」の普及を図るなど、今後とも不発弾等対策を推進していく。</p> <p>・多くの尊い命が失われた沖縄戦について一般の理解に資するため、収集した資料等を閲覧室での利用に供するとともにホームページ上での公文書の公開を引き続き推進していく。</p> <p>・土地の位置境界が明らかではない地域については、平成22・23年度に実施したアンケート調査結果に基づき、地権者の意向も踏まえながら、引き続き明確化事業を推進していく。</p> <p>・所有者不明土地問題の解決に向け、調査筆数を増加して引き続き調査を実施していく。</p> |
|   | ◎ |   |
|   | ◎ |   |
|   | ◎ |   |
|   | ◎ |   |
|   | ◎ |   |
|   | ◎ |   |
|   | ◎ |   |
|   | ○ |   |
|   | ○ |   |
|   | △ |   |
|   | ◎ |   |

|                     |   |    |   |   |   |   |  |
|---------------------|---|----|---|---|---|---|--|
| 12. 共生社会実現のための施策の推進 | ①子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）             | 43 | 「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案 | ○ | ◎ | ◎ | 引き続き、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催により、大綱（「子ども・若者ビジョン」）に基づく施策の実施状況を点検・評価するとともに、年次国会報告（「子ども・若者白書」）を取りまとめることにより、施策の進捗状況を検証しつつ、施策の推進を図る。  |
|                     | ②青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画） | 44 | 青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ     |   | ◎ | ◎ | ・平成24年度に係る施策状況のフォローアップを実施し、子ども・若者育成支援推進本部に報告する。<br>・平成25年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を着実に実施する。<br>・「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を継続的に開催し、有識者の意見を聴取し、環境整備に係る取組に対して業務改善等に活用する。                            |
|                     | ③子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）             | 45 | 大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ                     |   | ◎ | ◎ | ・平成24年度に実施した施策等を記載した平成25年版少子化の状況及び少子化の対処施策の概況（白書）をとりまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。<br>・大綱の効果的な推進に向けて、利用者の視点に立った施策の検証等を行うため、平成24年度の調査結果を踏まえ、インターネットアンケート調査を実施した。この結果について検証を行い、今後の施策の推進のために活用する。 |



|                                     |    |                                   |
|-------------------------------------|----|-----------------------------------|
| ④子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等 | 46 | 子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合            |
|                                     |    | 青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合 |
|                                     |    | 調査研究結果の有用性、活用状況の検証                |
| ⑤食育の総合的推進（食育推進基本計画）                 | 47 | 第2次食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ      |

|   |   |   |
|---|---|---|
| ○ | ○ | (子ども・子育て支援)<br>・ホームページは有効な情報提供手段であり、引き続き、積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。<br>・国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であり、結果を分析するとともに、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に実施することにより、広く一般に周知を図る。<br>・理解促進事業については、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し実施することにより、さらなる国民の理解の促進を図っていく。 |
|   | ○ |   |
|   | ◎ | (子ども・若者育成支援)<br>・啓発事業として、関係省庁、地方公共団体、民間団体の参加・協力を得て、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)を実施し、子ども・若者育成支援活動に関する国民の更なる理解促進を図る。<br>・調査研究結果については、引き続きホームページへの掲載、マスコミへの情報提供を通じて広く周知を図る。   |
| ◎ | ◎ | ・平成24年度に実施した施策等を記載した平成25年版食育白書をとりまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。<br>・食育に関する意識調査を引き続き実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、食育白書に掲載する。<br>・食育推進評価専門委員会を開催し、施策の進捗状況のフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行う。  |

|                         |    |   |
|-------------------------|----|---|
| ⑥食育に関する広報啓発、調査研究等       | 48 | 食育に関心を持っている国民の割合                        |
| ⑦高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱） | 49 | 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）に盛り込まれた施策のフォローアップ |
| ⑧高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等   | 50 | 社会参加したいと思う高齢者の割合                        |

|   |   |  |
|---|---|--|
| ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月に策定した「第2次食育推進基本計画」（計画期間：平成23～27年度）において、男性や高齢者への食育推進が新たに盛り込まれていることから、食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように情報提供する等適切な施策を推進する必要がある。</li> <li>・6月の食育月間において、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。</li> </ul>  |
| ◎ | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に実施した施策等を記載した平成25年版高齢社会白書を取りまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。</li> <li>・各種調査を継続的に実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、高齢社会白書に掲載する。</li> </ul>   |
| ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢社会フォーラムについては、参加者から一定の評価をいただいているところであるが、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする団塊の世代に対し、有益になるような事業となるよう、プログラムの内容等の検討を進める。</li> <li>・エイジレス・ライフを実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介しており、高齢期における生き方の参考にしていただけるよう、引き続き事例紹介を実施していく。引き続き、HP上で紹介する。</li> <li>・各種調査を継続的に実施し、調査結果については、基礎資料として政策の企画立案や白書の作成に活用するとともに、ホームページやマスコミを通じて広く一般に周知を行う。</li> </ul> |

|                                    |    |   |
|------------------------------------|----|---|
| ⑨バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等 | 51 | バリアフリーの認知度  |
| ⑩障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)              | 52 | 障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案<br>障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案                            |
| ⑪障害者施策に関する広報啓発、調査研究等               | 53 | 「共生社会」の認知度(世代全体)<br>「共生社会」の認知度(若者世代)  |
| ⑫交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)            | 54 | 第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ  |
| ⑬交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等              | 55 | 普段から交通安全を意識していると思う人の割合<br>自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合 |
| ⑭犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)        | 56 | 犯罪被害者等施策の進捗状況の検証  |

|   |        |   |
|---|--------|---|
| ○ | ○      | ・すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であることから、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要がある。<br>・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより今後の活動を支援するとともに、表彰を通じてバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させることを促進する。 |
| ◎ | ◎<br>◎ | 今後は、平成24年度最終フォローアップを着実に実施し、把握に努めるとともに、障害者施策全般への情報提供、新基本計画のフォローアップ等に活用する予定。  |
| ○ | ○<br>△ | 今後とも広報・啓発に努め、新基本計画の下、一層周知度を高めることを目指す予定。   |
| ◎ | ◎      | 平成27年までに数値目標を達成するためには、さらなる減少に向けて、引き続き各種交通安全施策を強力に推進していく必要があるため、第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き、強力に推進していく。   |
| ○ | ○<br>○ | 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力に推進していくことにより、目標の達成に努める。<br>なお、平成25年度の交通安全対策関係予算は対前年度比約7%の減少となったが、引き続き、予算の効果的・効率的な執行に努める。   |
| ◎ | ◎      | 第2次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策については、引き続き犯罪被害者白書のとりまとめ等を通じて、施策のフォローアップに努める。  |

|                         |    |   |   |   |   |
|-------------------------|----|---|---|---|---|
| ⑮犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等 | 57 | 犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合  | △ | △ | 今後とも「国民のつどい」等各種広報啓発事業等を通じて、国民の理解や関心を深める取組を一層強化する必要がある。  |
| ⑯自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）   | 58 | 自殺対策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案  | ◎ | ◎ | 見直し後の大綱に基づき実効性のある施策を推進していくため、今後も、自殺対策白書のとりまとめにより、各府省における施策の進捗状況を確認するとともに、各種会議の開催により、関係省庁と連携をとりつつ、自殺対策を総合的に推進する。   |
| ⑰自殺対策に関する広報啓発、調査研究等     | 59 | 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合   | ○ | △ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の危機は誰にでも起こり得る危機であり、自殺対策が自分自身に関わる身近な問題であるということについて、自殺予防週間や自殺対策強化月間における取組を中心に、より分かりやすい形で広報啓発を実施していく。</li> <li>・引き続き自殺の状況に関する詳細な統計及びその分析を実施していく。</li> </ul>  |
|                         |    | 自殺統計分析の実施による自殺の実態把握   |   | ◎ |   |
| ⑱青年国際交流の推進              | 60 | 青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合                 | ○ | ◎ | <p>平成24年度の行政事業レビュー公開プロセスの結果、「プログラム及び仕組みの大幅な見直し、改善、効果測定がない限り廃止すべき」という判断となったことを受け、「青年国際交流事業の効果測定・評価に関する検討会」を開催し、有識者より事業の効果測定・評価の在り方について意見を聴取した。検討会の報告を受け、全事業について経費負担の見直し等を行うとともに、新たに人材育成の観点等を強化した「グローバルリーダー育成事業」を実施することとした。平成25年度は昨年度の検討会を発展させ、「青年国際交流事業に関する検討会」を開催し、外部有識者から客観的な意見を聴取し、さらなる効率的・効果的な事業の実施を目指す。</p> |
|                         |    | 青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業を通じて参加青年本人と参加国の人々と相互理解と友好が深まったと思う人の割合 |   | ○ |   |

|                |             |    |                         |   |   |   |   |
|----------------|-------------|----|-------------------------|---|---|---|---|
| 13. 栄典事務の適切な遂行 | ①栄典事務の適切な遂行 | 61 | 春秋叙勲の発令数                | ○ | ○ | ◎ | <p>栄典事務の適切な遂行に当たり、引き続き春秋叙勲候補者推薦要綱等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。</p> <p>また、一般推薦制度についても、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、引き続き同制度に係る広報活動の強化に努める。</p> <p>なお、栄典制度が今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みになるよう、官民比率のバランスに留意するとともに、民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者、人目に付きにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の発掘など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努める。</p> |
|                |             |    | 危険業務従事者叙勲の発令数           |   |   | ◎ |   |
|                |             |    | 春秋褒章の発令数                |   |   | ○ |   |
|                |             |    | 発令日                     |   |   | ◎ |   |
|                |             |    | 「一般推薦制度」に係るホームページのアクセス数 |   |   | ◎ |   |

|                    |                                 |    |   |   |      |                       |  |
|--------------------|---------------------------------|----|---|---|------|-----------------------|--|
| 14. 男女共同参画社会の形成の促進 | ①男女共同参画に関する普及・啓発                | 62 | 男女の多様な生き方を認める割合<br>(「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)            | ○ | 未集計等 | △                     | より効率的・効果的に実施可能な広報媒体を検討し、不断の見直しを行う。   |
|                    |                                 |    | 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数  |   |      | 未集計等<br>(集計中。6月頃集計予定) |  |
|                    |                                 |    | 総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合  |   |      | 未集計等<br>(集計中。6月頃集計予定) |  |
|                    | ②男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携 | 63 | 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合(平成23年度は震災の影響により全国会議は中止したため、フォーラムのみの値) | ○ | ○    | ◎                     | ・「フォーラム」については、今後も引き続きこの手法を使っていくが、新たな方策も検討していく。<br>・「基礎研修」、「苦情処理研修」については、参加者のアンケート結果も踏まえてカリキュラムの見直しを行うことなどにより引き続き、満足度の高い研修の開催に努めることとしたい。  |
|                    |                                 |    | 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理指導者研修」における肯定的な評価の割合(平成23年度は震災の影響により基礎研修は中止したため、苦情処理研修のみの値)        |   |      | ○                     | ・「国・地方連携会議ネットワークによる事業」は、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民が参加を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。   |
|                    |                                 |    | 地域における男女共同参画促進の取り組み事例収集件数   |   |      | ◎                     |  |
|                    |                                 |    | 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数                                   |   |      | ◎                     |  |
|                    | ③国際交流・国際協力の促進                   | 64 | 「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数  | ◎ | ◎    | ◎                     | 今後も様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信するとともに、国際会議の成果や国際的動向の広報・普及に努める。<br>なお、「女子差別撤廃条約」の周知度は、平成24年10月の調査で34.8%であり、平成21年度の現状値(35.1%)からほぼ横ばいであるため、メールマガジン、Facebook等多様なメディアによるさらに積極的な広報・啓発を通じて、平成27年の目標値(周知度50%以上)の達成を目指す。 |
|                    |                                 |    | 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進                           |   |      | ◎                     |  |

|                    |    |   |
|--------------------|----|---|
| ④女性に対する暴力の根絶に向けた取組 | 65 | 女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数<br><br>第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進 |
| ⑤女性の参画の拡大に向けた取組    | 66 | 女性の参画の拡大状況の確認   |
| ⑥仕事と生活の調和の推進       | 67 | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| ◎ | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図るため、関係ポスター等の配布は、引き続き全地方公共団体に送付する。</li> <li>・若年層を対象とする予防啓発の促進に関する研修については、研修後に行ったフォローアップを活用し、若年層に対する効果的な予防啓発の在り方を検討してまいりたい。</li> <li>・男女共同参画センターにおける性犯罪被害者のための相談体制の整備促進を目的とした研修については、実施結果を踏まえて、内容の充実を図りつつ、引き続き実施する。</li> <li>・官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップについては、官・官民の更なる連携強化を図るため、先進的な取組の共有・意見交換等を行い、事例の収集を行うよう引き続き努めるとともに、平成25年度はストーカー行為についても対象とし、平成26年度中までに配偶者暴力相談支援センターの設置を検討している市町村に対して必要に応じたバックアップを行うなど、内容の充実を図る。</li> </ul> |
| ◎ | ◎ | <p>今後も、各分野における調査により現状をフォローアップするとともに、女性の活躍促進に関する「見える化」の推進や地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認などについて、上記第3次計画に沿って取組を強化・加速する予定である。</p>   |
| ◎ | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価部会では、各主体より現場の隘路、課題、政策に関するニーズ等を把握し、実態に即した施策の展開を図るための情報収集を行う。それにより、憲章等に基づき仕事と生活の調和の実現に受け一層の取組を推進する。</li> <li>・中間年度となる平成25年度は、レポートにおいて数値目標のフォローアップを行う。</li> </ul>  |

|  |                                    |    |  |   |   |                       |  |
|--|------------------------------------|----|--|---|---|-----------------------|--|
|  | ⑦震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知 | 68 | 「震災における男女共同参画の観点からの対応マニュアル」の周知箇所数  |   | ◎ | ◎                     | 寄せられた意見を踏まえ、平成25年5月目途に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を取りまとめ、地方公共団体と共有するとともに、幅広く周知する。                                |
|  | ⑧東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業         | 69 | 被災地における臨時相談窓口の設置数  |   | ◎ | ◎                     | 相談窓口には数多くの相談が寄せられ、また、発災から時間が経つにつれ、相談内容が深刻化していることから、中・長期的な被災者の心のケアを行う必要があると考えられる。                             |
| 15. 食品の安全性の確保                          | ①食品健康影響評価技術研究の推進                   | 70 | 「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める事後評価結果  | ○ | ○ | —<br>(集計中。25年7月頃集計予定) | 「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、引き続き食品健康影響評価の的確かつ効率的な実施に資する研究を推進していくが、事業予算が縮減されていることを踏まえ、研究課題の重点化を図っていく必要がある。 |
|  |                                    |    | 「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める中間評価結果  |   |   | ◎                     |  |
|  | ②食品安全の確保に必要な総合的施策の推進               | 71 | 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合            | ○ | ◎ | ◎                     | ・企画等専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会の実施等により、正確で分かりやすい情報提供と意見交換に努める。  |
| 当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数 |                                    | ○  | ・ホームページについては、50音順で検索可能なハザード別情報を掲載したところであり、引き続き利用者の利便性の高いものとなるよう改善に努めていく。 |   |   |                       |  |



|                  |                              |    |   |   |   |   |   |
|------------------|------------------------------|----|---|---|---|---|---|
| 16. 公益法人制度改革等の推進 | ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保 | 72 | 1年間における申請件数(移行認定申請、移行認可申請、公益認定申請)               | ○ | ○ | ○ | <p>平成25年11月末をもって移行期間が終了することから、内閣府に申請する見込みである4,448法人のうち残り約300法人の全ての法人の状況をフォローし、移行を希望する全ての法人が移行期間内に確実に申請できるよう、引き続き各種相談対応や各種媒体を活用した情報発信を行い、申請書類の質が確保されるよう取り組み、申請から4ヶ月以内を目標に柔軟かつ迅速な審査を進め、新制度への円滑な移行を実現する。</p> <p>また、平成25年度には、監督の対象となる法人が約4,000法人となることから、引き続き、適切な監督の実施に努めることで、適正な法人運営の確保を実現する。</p> |
|                  |                              |    | 4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合                                |   |   | △ |   |
|                  |                              |    | 不利益処分である命令及び認定・認可の取り消しを講じられた法人の割合               |   |   | ◎ |   |
|                  | ②特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整   | 73 | 特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底 |   | ◎ | ◎ | <p>現在、平成24年度特例民法法人概況調査において特例民法法人に対する指導監督状況の調査を実施中。引き続き、調査の集計作業を進め、現状の適切な把握に努めるとともに、取りまとめ段階でフォローアップを行い、必要に応じ各主務官庁に対し指導監督の要請等を行っていく予定。</p> <p>なお、平成25年11月末で移行期間が終了し、期限までに移行申請を行わなかった法人は解散とみなされるため、原則として特例民法法人は存在しないこととなる。</p>   |

|                 |               |    |  |   |   |                            |   |
|-----------------|---------------|----|--|---|---|----------------------------|---|
| 17. 経済社会総合研究の推進 | ①経済社会活動の総合的研究 | 74 | ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数<br>景気指標に関するHPへのアクセス件数<br>景気統計の白書での活用状況<br>景気統計のマスメディアによる報道状況<br>景気統計の公表の遅延日数<br>ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合 | ○ | ○ | △<br>○<br>◎<br>○<br>◎<br>◎ | ①引き続き、政策課題に即した研究を進めるとともに、研究成果をタイムリーに公表するようにより一層努める。<br>②景気指標は、民間における景気動向に対する理解を深め、政府の的確な景気判断、経済財政政策の運営のための基礎材料として活用されているところである。引き続き、正確な統計を作成・公表し、景気指標の有用性、必要性及び信頼性の確保に努めていく。<br>③今後とも、経済政策上の重要な問題について、論点を明確化し、政策形成に資するとともに、広範な議論を喚起することを目指して、フォーラムを開催することとする。 |
|                 | ②国民経済計算       | 75 | 「公的統計の品質に関するガイドライン」(平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」)における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。  |   | ◎ | ◎                          | 引き続きガイドラインにおける品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表する。  |
|                 | ③人材育成、能力開発    | 76 | 研修に対する研修員アンケートの満足度   |   | ◎ | ◎                          | 現在実施している研修について、その必要性、有効性等について厳しく吟味するとともに、職員のキャリア形成という長期的視点も考慮した研修を企画する。   |

|                        |                      |    |   |   |   |   |  |
|------------------------|----------------------|----|---|---|---|---|--|
| 18. 迎賓施設の適切な運営         | ①迎賓施設の適切な運営          | 77 | 迎賓館事務連絡会議の開催数<br>(8月を除く毎月開催)  | ◎ | ◎ | ◎ | 迎賓館の利活用について、引き続き促進に努める。また、迎賓施設の役割について、国民の理解を深めるため、一般参観及び前庭公開の充実に努める。なお、行政事業レビューでの指摘については、ボランティア説明員を増員し、迎賓施設の役割、接遇について、より一層国民の理解の深化に努めるとともに、コストの効率化を図って行く。                |
|                        |                      |    | 利用(接遇)実績  |   |   | ◎ |  |
|                        |                      |    | 赤坂迎賓館一般参観者数   |   |   | ◎ |  |
|                        |                      |    | 京都迎賓館一般参観者数   |   |   | ◎ |  |
|                        |                      |    | 前庭公開入場者数  |   |   | ◎ |  |
|                        |                      |    | 一般参観者及び前庭公開入場者へのアンケート実施による肯定的評価<br>(「満足した」、「ある程度満足した」の合計割合)             |   |   | ◎ |  |
| 賓客の安全対策に対応する適切な警備と秩序維持 |                      |    | ◎   |   |   |   |  |
| 19. 北方領土問題の解決の促進       | ①北方領土問題解決促進のための施策の推進 | 78 | 全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数                    | ◎ | ◎ | ◎ | 平成25年度は、若い世代に重点的な啓発を行うべく、(独)北方領土問題対策協会と連携しfacebookやtwitterを活用した啓発を開始する。これらの取組を通じて、国民の理解と関心の一層の向上を図ることとする。  |
|                        |                      |    | 北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)                             |   |   | ◎ |  |
|                        |                      |    | 北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合 |   |   | ◎ |  |
| 20. 国際平和協力業務等の推進       | ①国際平和協力業務等の推進        | 79 | 国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価  | ◎ | ◎ | ◎ | 国連平和維持活動等への協力は、我が国が国際社会の平和と安定に責任を果たすための最も有効な手段の一つであり、引き続き、要員を派遣中のミッションにおいて着実に業務を行うとともに、新規派遣も含め、不断の検討を行う。また、物資協力の新規案件については、関係機関等からの情報収集を含めて国際情勢の注視に努め、必要な場合に迅速に対応することとする。 |

|                          |                                    |                |  |   |   |  |  |
|--------------------------|------------------------------------|----------------|--|---|---|--|--|
| 21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 | ①政府・社会等に対する提言等                     | 80             | 意思の表出の件数   | ◎ | ◎ | ◎  | 引き続き、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について学術的・中立的な観点から積極的に審議を行い、政府や社会等に対する提言等を公表することにより、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることに努めていく。<br>(具体例)<br>・引き続き東日本大震災に関する提言活動<br>・行政機関からの審議依頼に基づく学術的・専門的見地からの審議結果の取りまとめ等 |
|                          | ②各国アカデミーとの交流等の国際的な活動               | 81             | アジア学術会議の開催   | ◎ | ◎ | ◎  | 日本学術会議が日本の科学者を代表する機関として科学に関する国際交流を果たすため、国際対応の方向性について、日本学術会議内に設置される国際委員会等の審議機関において適宜見直しを行うとともに、国際学術活動の統括的な機能を持ち中心的な役割を担い、国内の学協会等関連組織と協調して継続的な国際学術交流を図っていく。  |
|                          |                                    |                | 二国間学術交流  |   |   |  |  |
|                          |                                    |                | IGSU(国際学術会議)、インターアカデミーカウンシル等への対応                               |   |   |  |  |
|                          |                                    |                | その他の国際学術団体等への代表派遣等   |   |   |  |  |
|                          |                                    |                | 共同主催国際会議の開催  |   |   |  |  |
|                          |                                    |                | 国際シンポジウムの開催  |   |   |  |  |
|                          |                                    |                | G8学術会議共同声明の発出  |   |   |  |  |
|                          | ③科学の役割についての普及・啓発                   | 82             | 学術フォーラムの開催回数   | ◎ | ◎ | ◎  | 今後も国民の関心が高い事項について科学の成果をわかりやすく伝えることを念頭にテーマ選定を行うとともに、学術フォーラムにおける議論の成果を日本学術会議の活動に反映させ、更にその結果を国民に伝えるというような、国民との双方向のやり取りがなされるよう、配慮していく。   |
|                          | 学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値) | ◎              |  |   |   |  |  |
| ④科学者間ネットワークの構築           | 83                                 | 地区会議の開催        | ◎  | ◎ | ◎ | 地区会議主催公開講演会の参加者に対し、引き続きアンケート調査を行い、参加者が何を求めているのかを把握することを検討する。 |  |
|                          |                                    | 地区会議公開講演会の開催件数 |  |   |   |  | ◎  |
| 22. 官民人材交流センターの適切な運営     | ①民間人材登用等の推進                        | 84             | 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を実施 | ◎ | ◎ | ◎  | 各府省における官民の人材交流を円滑に実施し、民間企業の業務遂行手法の公務の世界での活用等を進めるため、官・民それぞれのニーズを的確に把握しつつ、「官民人事交流推進ネットワーク」において、引き続き意見交換会を開催していくこととする。  |